

SAILING INSTRUCTIONS

(2023神戸まつりヨットレース帆走指示書)

1. 規則

- 1.1 セーリング競技規則 2021-2024(RRS) に定義された規則及びセーリング装備規則 2021-2024 (ERS) を適用する。
- 1.2 外洋特別規定(OSR)2022-2023「附則B インショアレース特別規定」及びOSR 国内規定を適用する。
- 1.3 本大会において適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 1.3.1 [DP] は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2 [SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 1.3.3 [NP] は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、5月20日(土)までに[神戸まつりヨットレース公式ホームページ \(suma-yc.org/koube/\)](http://suma-yc.org/koube/)に掲示する。

3. 陸上で発する信号

陸上で発せられる信号は、陸上本部の信号柱に掲げられる。ただし、海上合流艇のみレース委員会より電話にて連絡する。

4. レースの日程

5月20日(土)

16:30~17:00 ゼッケン・前夜祭で使用可能な金券受渡

17:00~ 前夜祭

5月21日(日)

09:55~ 予告信号

16:00(予定) 表彰式(須磨ヨットハーバー管理棟前(予定))

5. [DP][NP]ゼッケン・クラス旗

- 5.1 ゼッケンは、スターボード側のバウ付近のライフラインに掲揚しなければならない。
- 5.2 ゼッケンは、陸上本部にて受け渡す。
ただし、『海上合流艇』については、レース前日までに艇長又は申込責任者に事前郵送とする。
- 5.3 クラス旗は、クラスⅠはピンク色旗、クラスⅡはホワイト色旗、クラスⅢはグリーン旗とする。

6. レースエリア

須磨~塩屋沖(三角コース)約6.2マイル

7. コース

- 7.1 別紙参照

8. マーク

- 8.1 マーク①、マーク②はオレンジ、マーク③はグリーンのマークとする。
- 8.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にあるマーク③とする。
- 8.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にある円筒形の蛍光グリーンのマークとする。

9. [DP][NP]出艇申告

『参加申込フォーム』に記入した『乗員登録書』が当日の『出艇申告』としてみなされる。
よって、乗員登録書に追加・変更がある場合には、『乗員登録書』の訂正を行わなければならない。

10. [DP][NP]海上でのエントリー

艇は、最初のレースの予告信号時刻の25分前から5分前までの間に、セール番号または艇名を掲示し、L旗を掲揚したスタート信号艇(本部艇)の船尾を右側に見て通過し、信号艇からの海上エントリーの確認を受けなければならない。

11. スタート
 - 11.1 レースはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
 - 11.2 全クラス同時スタートとする。
 - 11.3 スタートラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上の**オレンジ旗及びクラス旗**を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
 - 11.4 スタート信号後10分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは、**RRS A 5.1 と A 5.2**を変更している。
 - 11.5 [NP] スタート信号時に、**艇がRRS29.1 (個別リコール) に従わなければならない場合**、レース委員会は**音響信号一声と共にX旗を掲揚し**、VHFチャンネル72で、その艇の艇名、セール番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたりしたとしても救済要求の根拠にならない。これはRRS 62.1(a)を変更している。
12. コースの次のレグの変更
スタート後のコースの次のレグの変更は、おおよそのコンパス方位および距離を掲示する。これはRRS 33(b)を変更している。
13. フィニッシュ
フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の**青色旗及びクラス旗**を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
14. [DP][NP] 帰着申告
 - 14.1 その日の最終レースのフィニッシュをもって帰着申告とする。
 - 14.2 出艇申告してもスタートしない艇、及びレースからリタイアした艇は、レース運営艇またはレース委員会への口頭または電話により、帰着申告とする。
レース委員会電話は、SI25 (リタイア等連絡先) を参照のこと。
 - 14.3 クラス識別旗の返却は、帰着後すみやかに陸上本部へ返却するか、レース後1週間以内に郵送にてレース委員会へ返却する。
レース委員会住所は、SI25 (リタイア等連絡先) を参照のこと。
15. ペナルティー
 - 15.1 [DP] 競技規則第2章及びRRS31以外の規則違反を起こした艇に対し、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「順位ペナルティー」を課すことができる。これはRRS 64.1を変更している。
 - 15.2 [SP] リコールに関する規則違反については、OCSに代わる罰則として所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー」を適用する。これは**RRS63.1 およびA5**を変更している。**レース委員会による艇のリコール判定は、(1) スタート信号時、または(2) スタート信号前の最後の1分間、を対象とする。**
16. タイムリミット
 - 16.1 その日の14:00までにフィニッシュしない艇はDNFと記録される。
これはRRS 35、A4を変更している。
17. 審問要求
 - 17.1 抗議はレース本部設置の所定の用紙に記入の上、締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。時刻は公式掲示板及び**[神戸まつりヨットレース公式ホームページ \(suma-yc.org/koube/\)](http://suma-yc.org/koube/)**に掲示される。
 - 17.2 なお『海上合流艇』については、抗議の意思を、上記時間内に口頭または電話にて、レース運営艇またはレース委員会へ伝え、加えて、上記所定の用紙に代えて、RRS61.2 (抗議内容) に規定された各項目をレース委員会宛に**公式HPの問い合わせフォーム**からEMAILしなければならぬ。これはRRS61.2を変更している。
レース委員会電話およびレース委員会EMAILは、SI25 (リタイア・抗議等連絡先) を参照のこと。
 - 17.3 審問の当事者であるか、または証人として名前が挙げられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻30分以内に通告が公式掲示板に掲示され、なおかつレース委員会より電話にて連絡をする。
18. 得点
 - 18.1 実行委員会が定めたTCFを採用し、所要時間にTCFを乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間(秒単位に四捨五入)が同じ場合、TCFの数値の低い艇を上位とする。これは、RRS A7を変更している。
19. [DP][NP] 安全規定
 - 19.1 個人用浮揚用具
 - ・艇には[OSR付則Bインショアレース用特別規定]5.01.1及びOSR国内規定に規定された個人用浮揚用具を装備すること。
 - ・JSAF非登録艇の場合は、「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣(認証・桜マーク付き)」でなければならない。
 - ・個人用浮揚用具はレースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、着用しなければならない。またすべての着衣の上に装着しなければならない。これらに違反している艇を目撃した場合、レース委員会またはプロテスト委員会は警告を発する場合がある。
 - 19.2 携帯電話
艇は、レース海域で使用できる2台以上の携帯電話を携帯しなければならない。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇

運営艇は須磨ヨットクラブ旗、OFFICIAL 旗、JURY 旗、PRESS 旗のいずれかを掲揚する。

22. [DP][NP] 上架の制限と泊地

すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。

(1) レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。

(2) 緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これに違反した場合ペナルティーが課せられることがある。

なお『海上合流艇』については、SI22 は適用除外とする。

23. [DP][NP] 無線の使用

艇は、レース中 VHF72ch での無線「送信」をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。この項は RRS41 「外部の援助」に該当しないこととする。

24. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。RRS 4 「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後に関連して受けた物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対する責任を否認する。

25. リタイア・抗議連絡先

レース委員会電話：

①090-3991-4426 (海上本部)

②090-6673-3400 (レース事務局)

③078-735-7968 (須磨ヨットハーバー)

レース委員会 EMAIL (公式 HP 問い合わせフォーム)

[神戸まつりヨットレース専用お問い合わせ](https://www.suma-yc.org/koube/inq.html)

<https://www.suma-yc.org/koube/inq.html>

レース委員会住所

〒654-0049 兵庫県神戸市須磨区若宮町1丁目1-4

神戸市立須磨ヨットハーバー 内

須磨ヨットクラブ (神戸まつりヨットレース委員会)

26. 緊急連絡先

須磨ヨットハーバー


TEL. 078-735-7968


神戸海上保安部


TEL. 078-331-4999 118

参加艇の皆様へのお知らせ

☆5月20日16:30~17:00

ゼッケン及び前夜祭で使用できる金券の受渡

この度、4年ぶりに前夜祭を開催することと、なりました。

例年通り金券を配布いたしますので、ぜひクルー及びご家族一同様の奮ってのご参加をお待ちしております。

☆本年度より、出艇申告は陸上では行っておりません。

乗員変更は、当日であっても必ずエントリーフォームでの変更をお願いいたします。9. **【DP】【NP】出艇申告を必ず一読しご確認ください。**

☆海上でのエントリーとなりますので必ず10. **【DP】【NP】海上でのエントリーを一読しご確認ください。**





☆例年神戸まつりヨットレースは、タイムペナルティーを採用しております。

ただ、本年度より昨今のルール改訂などによりタイムペナルティーの方法が変更しております。

必ず、15. ペナルティーを一読しご確認ください。

☆本年度より、海上合流艇を採用しておりますので審問要求方法、掲示の方法が例年とは違います。

必ず、17. 審問要求を一読しご確認ください。

☆外来艇の係留は岸壁係留及び横抱き係留となっておりますので、大きめのフェンダー・もやい等の係留備品について各艇でご用意ください。

☆これら参加艇の皆様へのお知らせは、帆走指示書の一部ではございません。